



2018年 10月26日
第41号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集 情宣部

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



横地申第6号

「駅業務執行体制の再構築等(川崎駅)」に関する申し入れ 団体交渉実施!!①

1、今回の施策における目的と必要性を明らかにすること。

当社を取り巻く経営環境の変化を踏まえ、グループ一体となったより効率的で生産性の高い業務執行体制を構築していく。

<組合>本体とステーションサービスのメリットとデメリットは何か。遺失物取扱業務をステーションサービスに委託することによってどのように効率的な運営ができるか。

<会社>当社を取り巻く経営環境の変化を踏まえ、効率的な業務運営を進めていく。また、併設されている北改札がすでにステーションサービスに委託されているため双方の運用ができる。

<組合>今回の施策を進めるにあたり、JR 本体社員とステーションサービス社員の双方のモチベーションの低下に繋がらないか。

<会社>モチベーションの低下に繋がらないように施策を進めていく。

2、業務移管に伴う教育体制・内容および作業ダイヤを明らかにすること。

必要な教育は実施していく。なお、駅業務受託会社の運営体制については、駅業務受託会社において決定されることとなる。

3、営業時間の短縮など、社員周知とお客さま周知について明らかにすること。

必要な周知は行っている。

<組合>11月7日の委託までのスケジュールについて示すこと。

<会社>前日(11月6日)23時までは現行通りの取扱いとし、それ以降準備に入る。準備の内容はキャビネットやプリンター等の移動。すでに南武ホームにおいて保管している遺失物については JR 本体社員とステーションサービス社員双方で遺失物登録台帳と照らし合わせて引き継ぎを行う。

<組合>遺失物の回収回数についてはどのようになるのか。

<会社>今までの取扱い実績を踏まえて、回収回数については1日2回程度(昼と夕方)で行っていく。

<組合>今度、取扱い時間短縮する理由は何なのか。

<会社>引渡し実績を踏まえて対応は可能と考えている。多い日で日に20件と問い合わせ件数が+αであること。

<組合>取扱い時間が23時から20時になる事と周知の仕方について不安があるがどう考えているのか。

<会社>まずはお客さま周知に徹していく。テレフォンセンターや駅についても周知を徹していく。トラブルが続くようであれば体制等の見直しも検討の余地はある。

<組合>システムの引渡し時間が JR 本体とステーションサービスでの表記は違うのか。

<会社>ステーションサービスの部分は変更、JR 本体については確認する。遺失物の引渡しについては遺失物承り所保管の遺失物は営業時間内での引渡しとなる。それ以外に保管されている遺失物については現行の取扱いとなる。

<組合>遺失物承り所の営業時間外で併設となっている北改札社員も遺失物引渡しはできるのか。

<会社>遺失物承り所保管の遺失物に関しては遺失物承り所の社員のみが取扱いが出来る。ただし、北改札で保管している遺失物は現行通りの取扱いとなる。

<組合>保管箇所によって取扱い時間が変わるのをお客さまにもわかりづらくトラブルの原因となると思うがどうか。

<会社>(お客さまに)理解してもらうようにする。トラブルにならないようお客さまに周知をしていく。

②につづく...